平成２７年（フ）第３２８号
北九州市八幡西区幸神３丁目11番61―106号
債務者　窪田　寛之
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠置　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５２８号
大阪市東淀川区東中島５丁目17番16号　中井ハイツ　305号、従前の住所神戸市中央区中島通２丁目１番10号　青谷塚本ビル301号
債務者　安川　美保
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０３号
神戸市北区有野台２丁目９番地４―304号、従前の住所神戸市東灘区森北町２丁目２番21号　サニーハイツ森北　602号
債務者　加島　誓次
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９０号
広島市安佐南区緑井４丁目30番５―202号
債務者　広島園芸こと　椋田　幸生
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４２号
広島市安佐南区上安２丁目43番24―102号　Ａ棟
債務者　福山由紀夫
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝原　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０号
高知県幡多郡大月町大字古満目336番地73
債務者　福見　直樹
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　充大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
高知地方裁判所中村支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０３号
函館市亀田港町38―７、住民票上の住所札幌市中央区南７条西17丁目１番35―302号
債務者　西村　卓治
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２２２号
函館市本町29番34―206号　ハイツタイプⅠ
債務者　簗田志緒里
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２２３号
北海道北斗市東浜１丁目14番６号
債務者　横山　幸代（旧姓遊佐）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７３号
神奈川県座間市入谷５丁目1979番地の１　ベルマンションＡ―103号
債務者　高野　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１９８号
愛知県岡崎市中島町字藤屋38番地　アイシン・エィ・ダブリュ第二六ツ美寮Ａ―103―Ａ
債務者　山吹　大輔
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６９６号
大阪府門真市南野口町10番13―405号
債務者　松浦　和美
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７３０号
大阪府東大阪市三島２丁目14番11号　メゾンベルカルムⅠ棟101、前住所大阪府枚方市藤阪元町２丁目35番17号
債務者　森永　賢吾
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０６１号
大阪府枚方市大峰南町30番５―302号
債務者　奥野　益則
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１６５号
大阪市港区八幡屋２丁目14番12―403号
債務者　西川　正幸
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１８５号
大阪市西成区岸里３丁目１番15号フィオーレ岸里501
債務者　永田　義成
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部